

## 各務原市健康被害申請費助成金支給要綱

(令和5年6月29日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、予防接種を受けた後、副反応又は副反応が疑われる症状で苦しむ市民が、国に予防接種健康被害救済制度の申請（以下「国救済申請」という。）を行う場合において、当該申請に必要な書類を取得するために要する費用について、予算の範囲内で各務原市健康被害申請費助成金（以下「助成金」という。）を支給することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「予防接種健康被害救済制度」とは、予防接種法（昭和23年法律第68号）第15条第1項の規定に基づき、定期の予防接種等を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときに市町村長が給付を行う救済制度をいう。

(対象者)

第3条 助成金の支給の対象となる者は、本市に居住する間に次の各号のいずれかに掲げる予防接種を受けた者に係る国救済申請をした者又はこれに準ずると市長が認めた者のうち、市長がその申請が適正であると認めたものとする。ただし、国救済申請をした日から起算して5年を経過した者については、助成金の支給の対象としない。

(1) 予防接種法第2条第6項に規定する定期の予防接種等

(2) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に係る予防接種

(対象経費)

第4条 助成金の支給の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、国救済申請に係る次に掲げる書類の発行に要した文書料等及び当該書類の発行に要した郵送に係る費用とする。

(1) 医療機関、薬局等で作成された受診証明書

- (2) 医療に要した費用の額及び日数を証する領収書等の写し
- (3) 予診票の写し
- (4) 疾病の発病年月日及びその症状を証する医師の作成した診療録（サマリー、検査結果報告、写真等を含む。）の写し
- (5) 診断書
- (6) 被接種者経過概要（医師が記入したものに限る。）
- (7) その他市長が適当と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日前に国救済申請を行った場合であつて、第6条第1項第1号に掲げる書類（この項において「書類」という。）の一部又は全部が提出できないときの助成対象経費は、一の医療機関、薬局等毎に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とし、当該額を合算した額とする。

- (1) 書類の一部が提出できず、かつ、提出した書類により確認できる助成対象経費が5,000円を超えないとき 5,000円
- (2) 書類の一部が提出できず、かつ、提出した書類により確認できる助成対象経費が5,000円を超えるとき 提出した書類により確認できる助成対象経費を合算した額
- (3) 書類の全部が提出できないとき 5,000円
- (4) 書類の全部を提出するとき 提出した書類により確認できる助成対象経費を合算した額  
(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、助成対象経費に相当する額とし、国救済申請1件当たり5万円を上限とする。

(交付申請等)

第6条 助成金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、各務原市健康被害申請費助成金支給申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 国救済申請に係る書類の発行に要した文書料等及び郵送料の金額が分かる領収書等
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を受ける際、申請者が国救済申請のため別に市に

提出した書類を助成金支給の審査のために利用することについて申請者の同意を得るものとする。

(支給の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の支給の可否を決定し、各務原市健康被害申請費助成金支給決定通知書（様式第2号）又は各務原市健康被害申請費助成金不支給決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の支給)

第8条 市長は、前条の規定により助成金の支給を決定したときは、速やかに当該申請者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(調査)

第9条 市は、助成金の支給の決定のための調査又は過去に決定した助成金の支給に係る調査のために特に必要と認めるときは、申請者に対して必要な書類の提出を求め、又は事実の確認若しくは聴取を行うことができる。

(手続の統合及び省略)

第10条 規則第19条の規定により、規則第4条の規定による補助金の交付の申請及び規則第14条第2項の規定による補助金の交付の請求を統合し、並びに規則第11条の規定による補助事業の実施報告及び規則第13条の規定による補助金の額の確定を省略するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和5年8月21日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和5年11月22日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。